報告第２２号

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

記

１　件名及び契約名	令和６年第２回杉並区議会定例会において議案第４４号により議決を得た「杉並区立神明中学校改築建築工事」	
２　金額の変更	議決を得た契約金額	金４，６０９，０００，０００円
	変更後の契約金額	金５，０１１，５７８，０００円
	契約金額の増額	金４０２，５７８，０００円
３　変更理由	工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、工事を進める中で地中障害物撤去等、工事内容の変更を行う必要が生じたため。	
４　専決処分年月日	令和８年１０月２８日	